平成２８年（フ）第５５号
栃木県那須塩原市東栄２丁目２番９号　レスポアール201号、前住所神奈川県川崎市中原区上小田中６丁目28番60―205号　シュロス松原
債務者　嶋田　庄藏
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月26日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第９５１号
東京都多摩市諏訪１丁目50番地の７グリーンハイム小形７　301
債務者　熊谷　良治
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０３２号
東京都武蔵野市境南町５丁目５番５号アベリア203
債務者　水田　　仁
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９８号
栃木県栃木市薗部町２丁目17番６号　ピジョンコートＡ202、従前の住所栃木県栃木市今泉町１丁目７番16号
債務者　塚原由美子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１０２号
栃木県小山市大字犬塚51番地65　オブコニカ201号、従前の住所茨城県下妻市石の宮33番地１　コーポラス吉田Ｃ201
債務者　古沢　利彦（旧姓田**﨑**）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２６９号
岡山県瀬戸内市長船町土師456番地４メゾン長船Ｃ101号、旧住所広島県東広島市西条町寺家7237番地１
債務者　友納　幸一
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１４４号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地６―202
債務者　今野　芳昭
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０９３号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑９番地１リバーアイランド201号
債務者　武内　文子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０８８号
東京都多摩市永山２丁目17番地の６アルデバラン市川Ｅ号室
債務者　田中　秀幸
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４９号
栃木県小山市大字出井1859番地24
債務者　山田　　章
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２３７２号
横浜市鶴見区駒岡５丁目７番３―407号
債務者　村田　美樹（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４３２号
横浜市磯子区磯子６丁目９番３号　西若尾ハイツＡ―103号
債務者　八田　　恵
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２４号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目18番25号
債務者　西春まどか
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０５号
香川県丸亀市綾歌町栗熊西1619番地１、住民票上の住所香川県綾歌郡綾川町陶5581番地１クリアネス・リリーＡ203号
破産者　三好　容子
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７０号
青森県弘前市大字大富町５番地29
破産者　木村　友高
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部